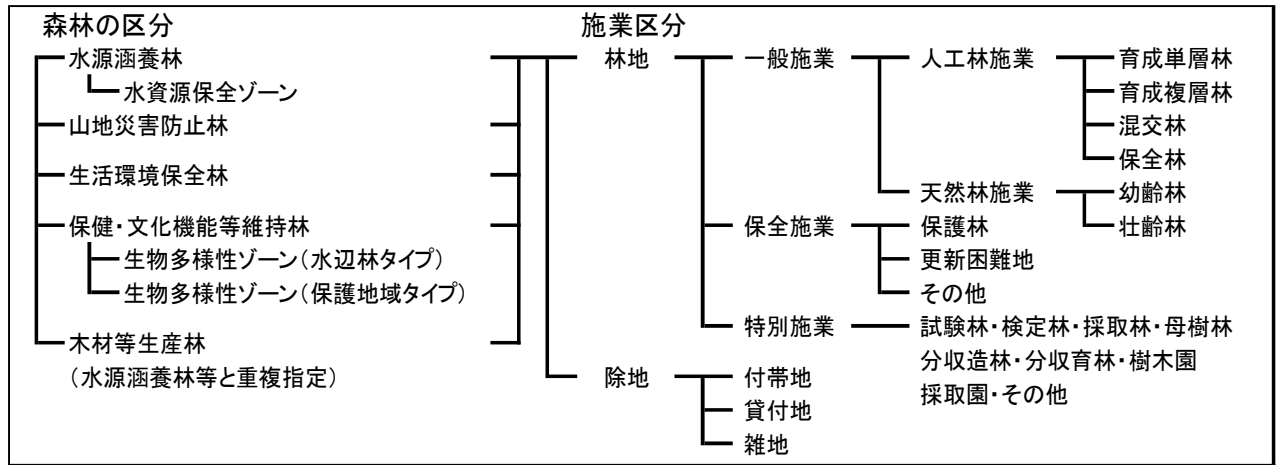


3 施業仕組

(1) 施業仕組とは

施業仕組とは、森林の取扱い方法の単位のことです。施業仕組は「森林の区分」と「施業区分」から成り、道有林野の整備管理上、独自に施業方法を森林の区分別に分類したもので、適切で効率的な森林施業を行っていくための基礎となるものです。



(2) 施業仕組の区分

ア 森林の区分

それぞれの森林において、期待する機能に応じた森林の区分を行います。設定に当たっては、市町村と連携して地域の特徴に応じた森林の区分を行うこととし、全域を公益的機能を重視する森林に区分するとともに、人工林がまとまっている区域については、木材等生産林を水源涵養林などの公益的機能別施業森林と重複して設定します。

期待する機能に応じた森林の区分	森林の種類	基本的な取扱い	面積: ha 下段:(割合)	摘要		
水源 ^{かん} 涵養林	水源かん養保安林、干害防備保安林など法令による制限林等	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進	25,549ha (53%)	管理区全域を九八一		
	水資源保全ゾーン	水道取水施設の上流に位置する森林等	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水の発生を回避する施業を推進		2,090ha (4%)	
山地災害防止林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など法令による制限林や林地保全林等	地形等の条件に応じた施業を推進し、土砂の流出・崩壊の防備など災害に強い地域環境を形成	1,098ha (2%)			
生活環境保全林	防風保安林、防霧保安林など法令による制限林や環境緑地保護地区等	風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成を維持し、地域の快適な生活環境を保全	0ha (0%)			
保健・文化機能等維持林	自然公園特別保護地区など法令による制限林、保護林など道有林独自の自然環境を保全する森林等	保健・レクリエーション機能の向上、自然景観・歴史的風致の維持・形成、生物多様性の保全機能の向上等を図る多様な施業を実施	24,403ha (50%)			
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	生物多様性保全が特に求められる河川両岸の森林等		原則として自然の推移に委ねる。	1,524ha (3%)
		保護地域タイプ	生物多様性保全が特に求められる保護林等		原則として自然の推移に委ね、必要に応じて野生生物の生息・生育地の確保に配慮した施業を推進	22,741ha (47%)
木材等生産林	林木の生育に適した森林で路網の整備状況から効率的な施業が可能な森林等	施業の集約化や機械化による効率的な森林整備を推進し、木材等を安定的・効率的に生産	2,777ha (6%)		重複	

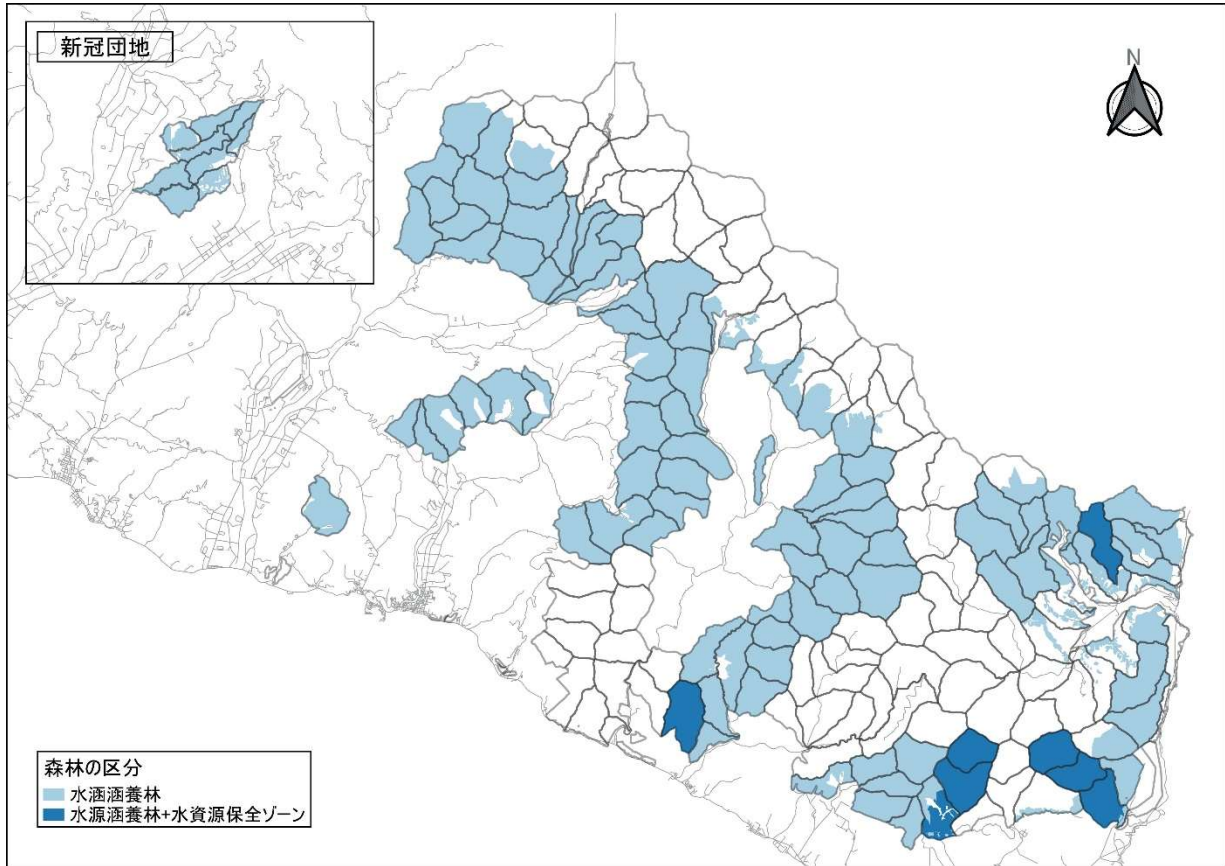
イ 施業区分

施業区分は、主に樹種、蓄積、密度等、その林分構成及び施業上の目的等に着目して分類したものです。

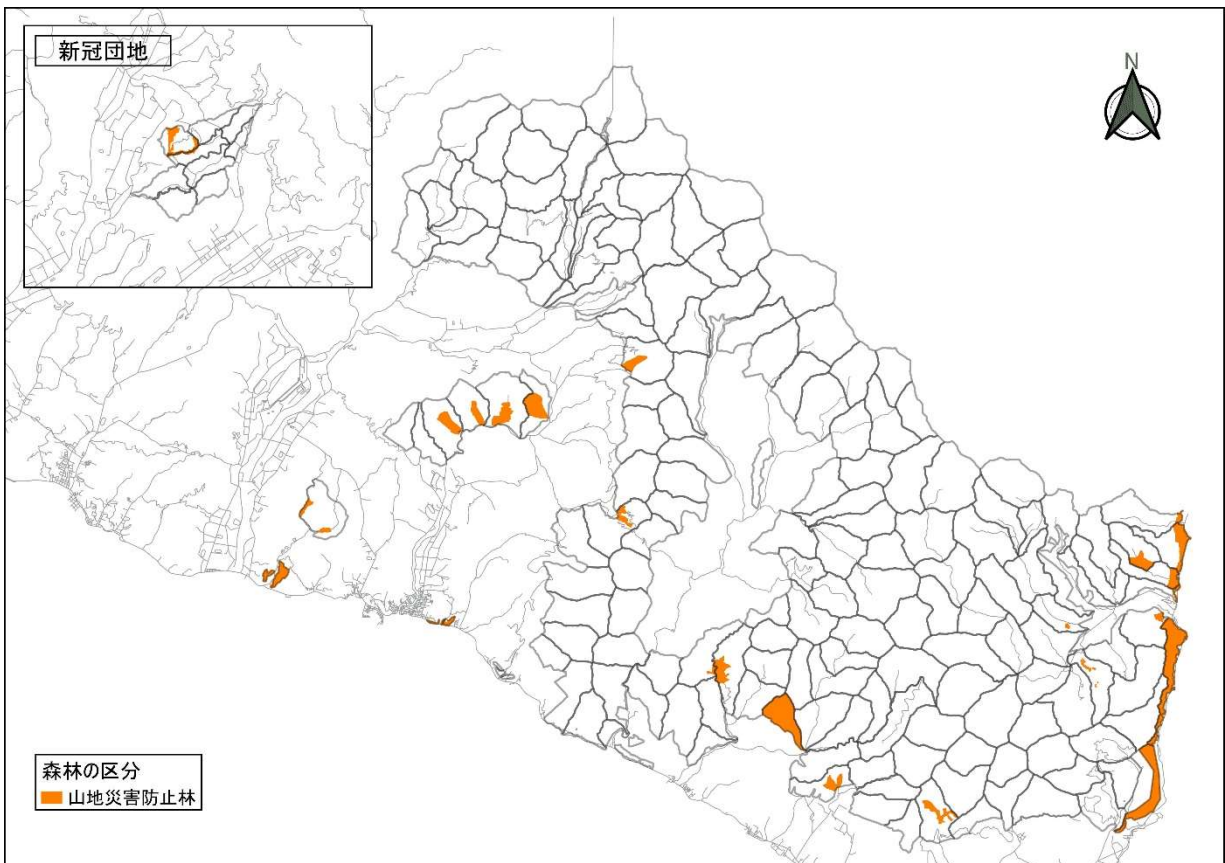
施業区分			内容(編入基準)		
林	一般施業	人工林施業	単層林施業	通常伐期	通常伐期により皆伐-再造林を行う人工林
				長伐期	長伐期により皆伐-再造林を行う人工林
			複層林施業	带状伐採や択伐と植栽により2段以上の樹冠層を持つよう誘導する人工林	
			混交林施業	間伐により植栽木(主に針葉樹)と天然木(主に広葉樹)が適度に混交した状態に誘導する人工林	
		保全林	原則として施業を行わない人工林。		
		人工林上木	人工林内に現存する天然木(前生樹、植栽時又は植栽後に発生した天然更新木)		
		保護帯	人工林内の保護、森林生態系の多様性の維持等を目的とし、隣接する人工林と一体として施業することが適当な天然林		
		無立木地	伐採跡地等		
		天然林施業	幼齡林	通常	一定の間隔を置きながら施業を実施する幼齡林(幼齡林とは、山火再生林、萌芽林、かき起し施行地等、発生年度がほぼ同一時期で、保育(間伐)が施業の主体となるものをいう)
				長期	通常よりも長い間隔の設定により、施業を実施する幼齡林
	その他		当面保存	一定の間隔での施業を避け、当面、資源の回復を図る幼齡林	
			将来有望	資源の内容から今後施業の対象となり得る幼齡林	
			検討中	資源の推移を見ながら今後の施業を判断する必要がある幼齡林	
			保全	原則として施業を行わない幼齡林	
	壯齡林		通常	一定の間隔を置きながら施業を実施する壯齡林(壯齡林とは幼齡林以外)	
			長期	通常年よりも長い間隔の設定により、施業を実施する壯齡林	
			その他	当面保存	一定の間隔での施業を避け、当面、資源の回復を図る壯齡林
				将来有望	資源の内容から今後施業の対象となり得る壯齡林
		検討中		資源の推移を見ながら今後の施業を判断する必要がある壯齡林	
		保全		原則として施業を行わない壯齡林	
	地	保全施業	保護林	道有林野保護林設定要領(昭和50年10月27日林二第219号)に基づく保護林	
			更新困難地	自然条件が厳しく、伐採後の更新及び森林の回復がきわめて困難な森林	
			その他(上記以外の保全施業)	上記以外の保全施業を行う必要がある森林	
		特別施業	試験林	施業試験を行っている森林	
検定林			育種種苗の成長、形質、耐寒性等の検定を行っている森林		
採種林			母樹林以外の森林で、種子の採取を目的とした森林(林木育種事業により設定された遺伝子保存林を含む)		
母樹林			有用広葉樹種子採取源整備事業により有用広葉樹の種子採取を目的として指定された森林		
分収造林			分収造林契約に係る森林		
分収育林			分収育林契約に係る森林		
樹木園			地域住民に対する森林・林業の啓発等のため、道有林創設50周年記念事業又は開道100年記念事業により設けた園地		
採種園	育種種子の採取を目的として設けた園地				
その他	露天掘り復旧跡地など				
除地	付帯地	道路敷地(施業道以下は除く)			
	貸付地	鉱業敷地、電線敷地等の貸付地			
	雑地	沢敷地(5m幅以上)、開放見込地			

4 森林の区分図

(1) 水源涵養林並びに水資源保全ゾーンの重複区域



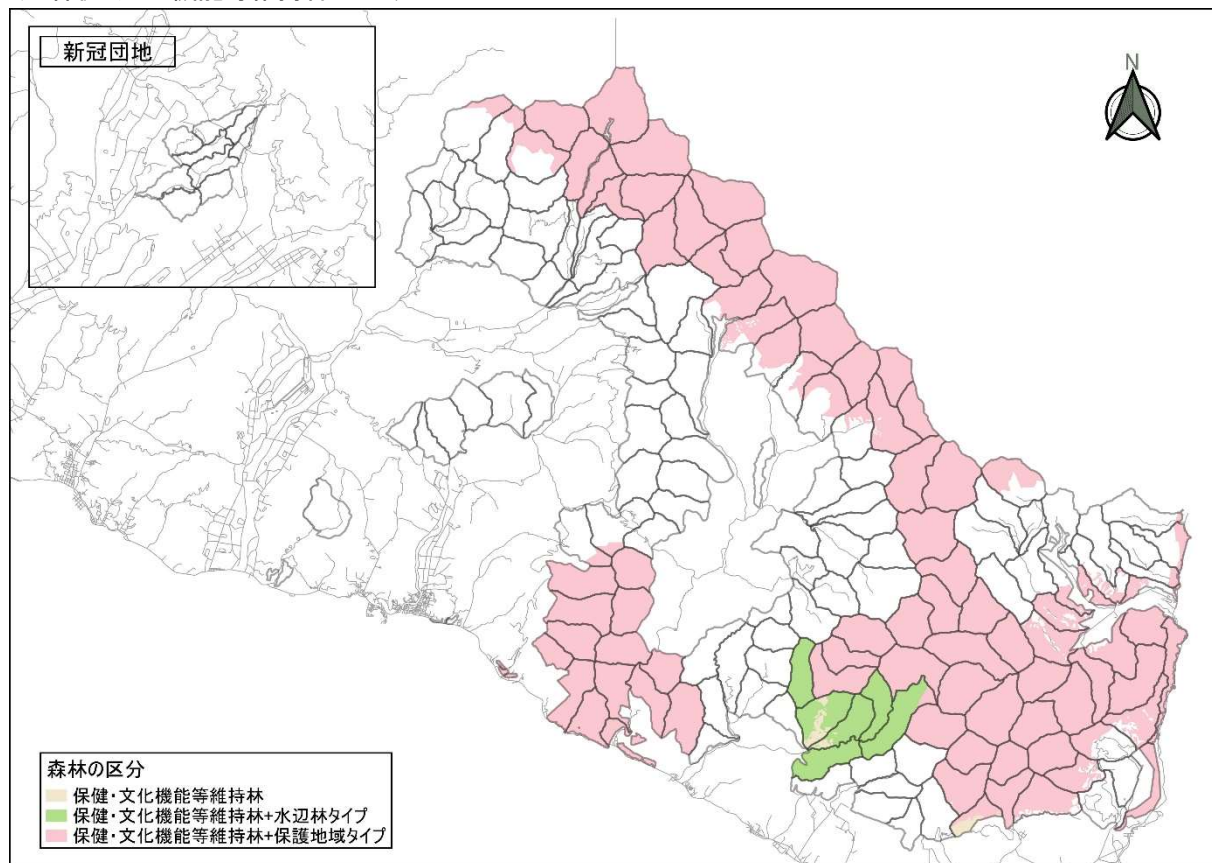
(2) 山地災害防止林の区域



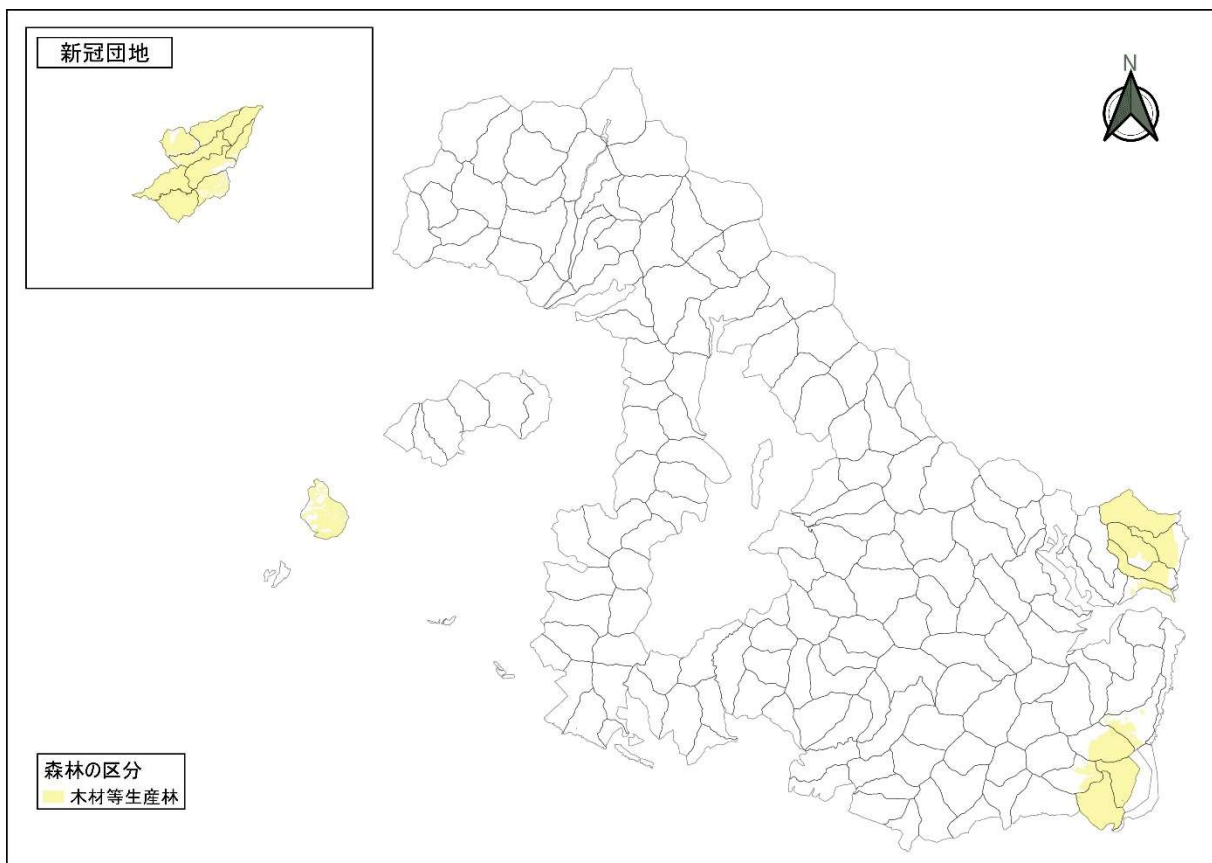
(3) 生活環境保全林



(4) 保健・文化機能等維持林の区域

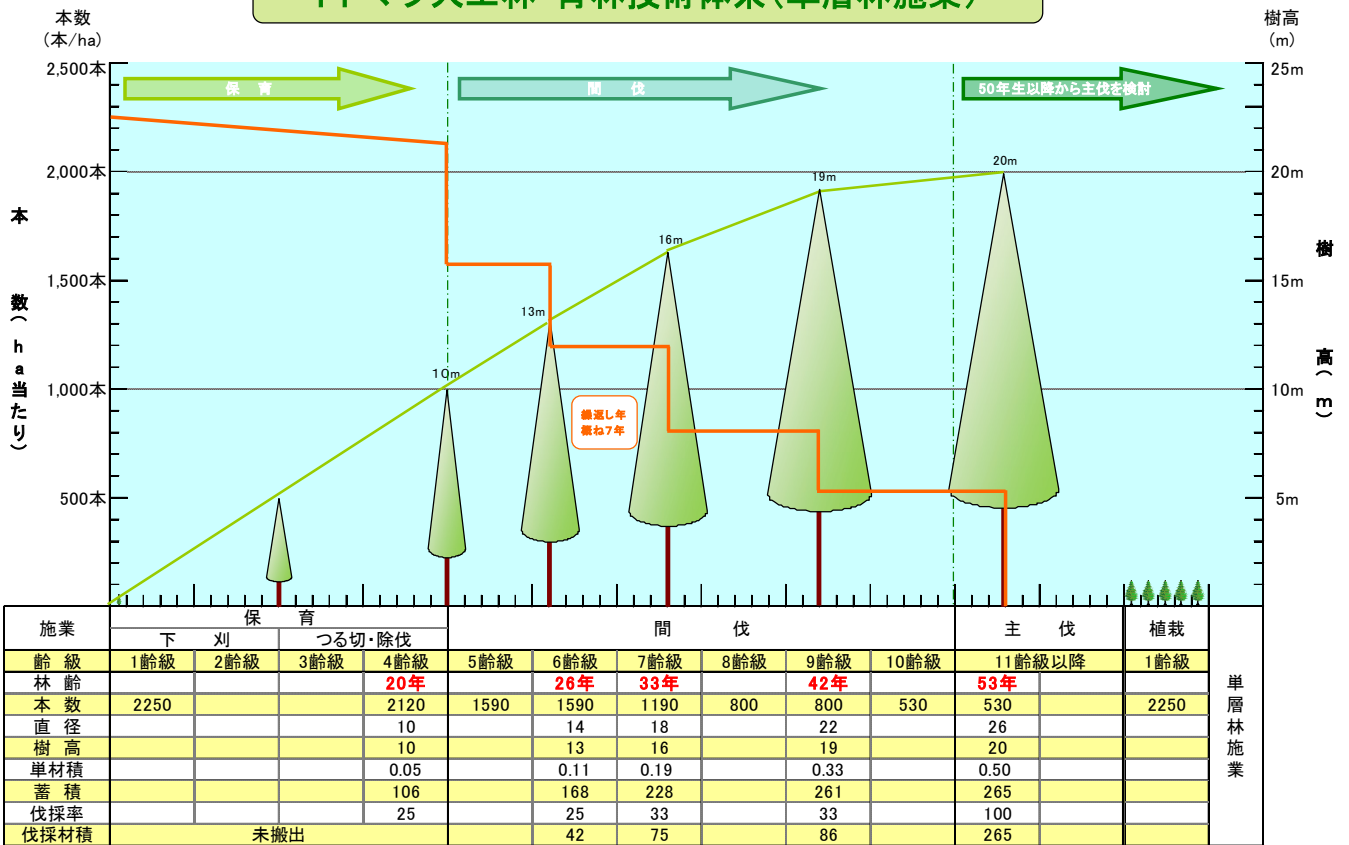


(5) 木材等生産林の区域

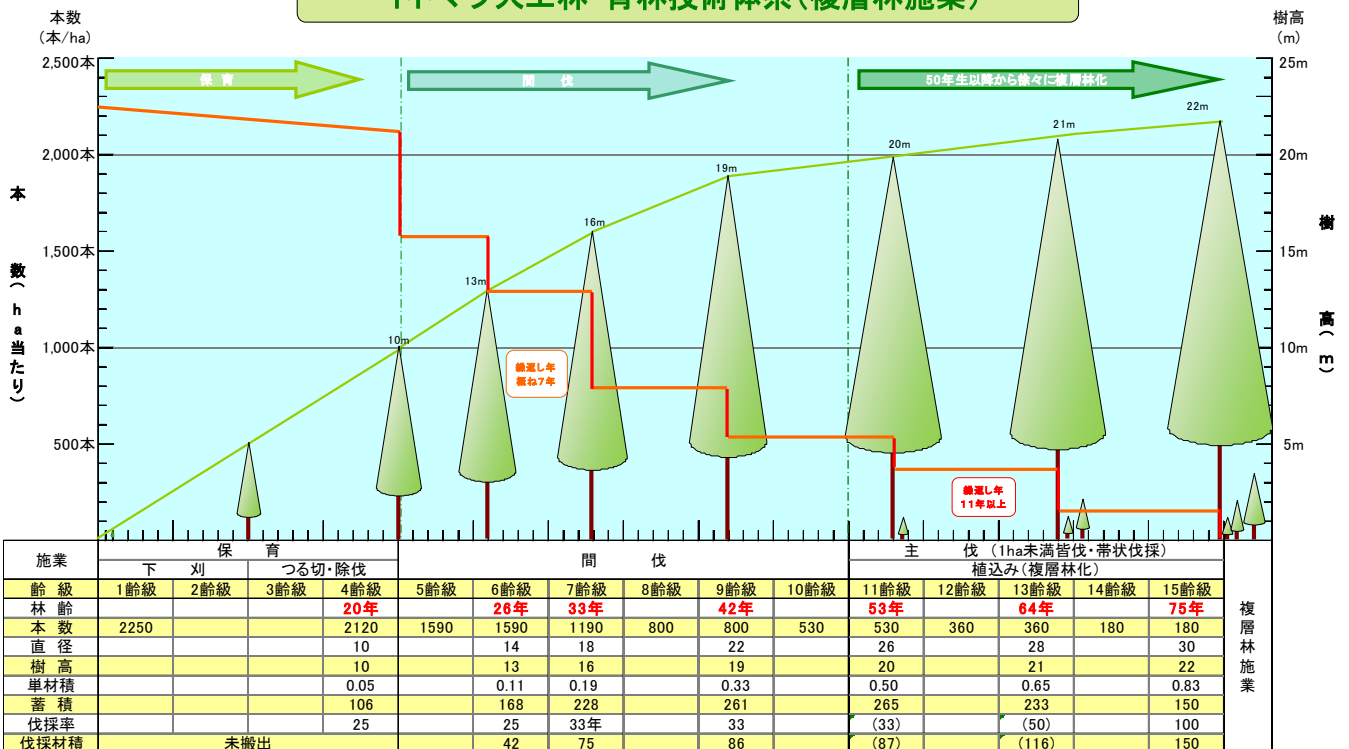


5 人工林育林体系図

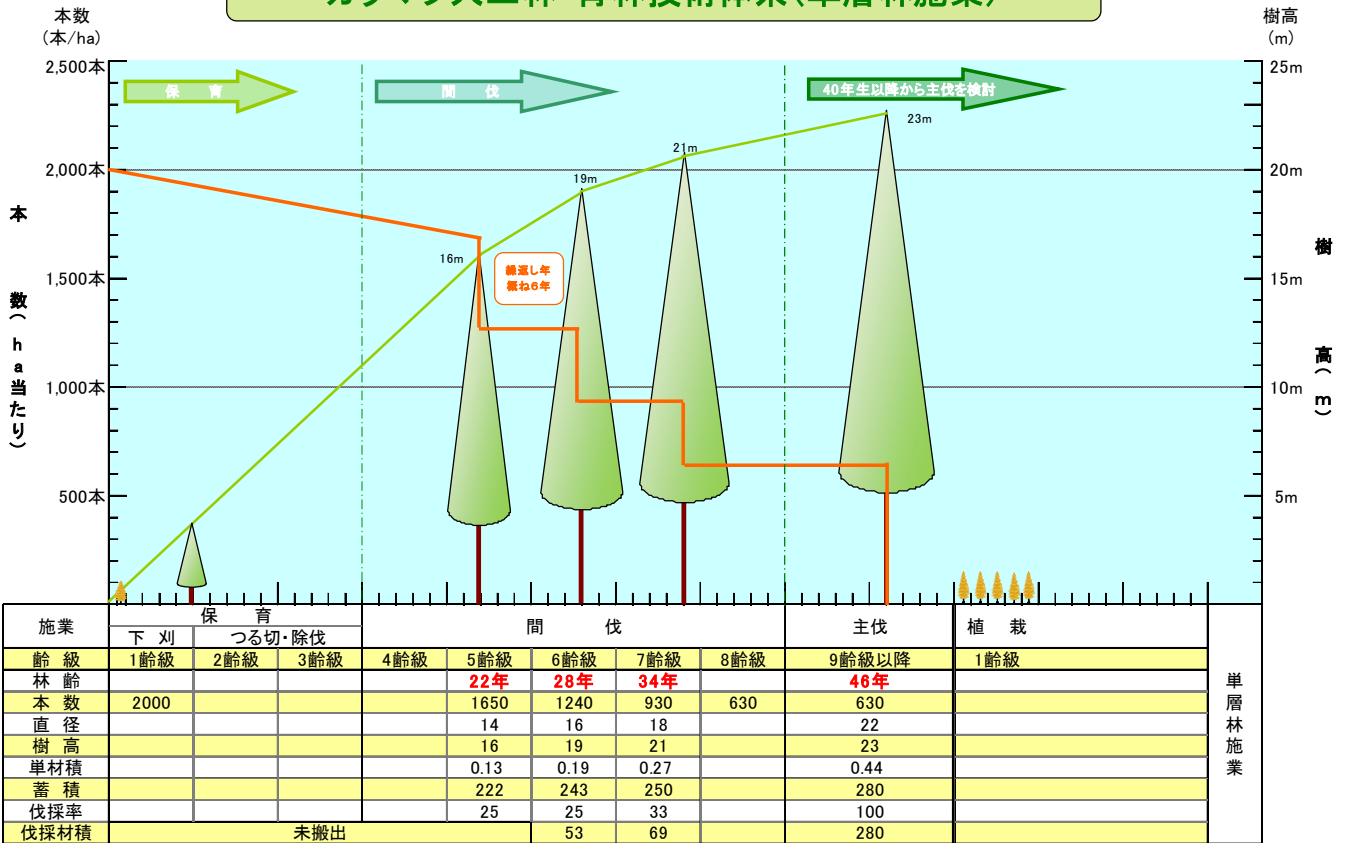
トドマツ人工林・育林技術体系(単層林施業)



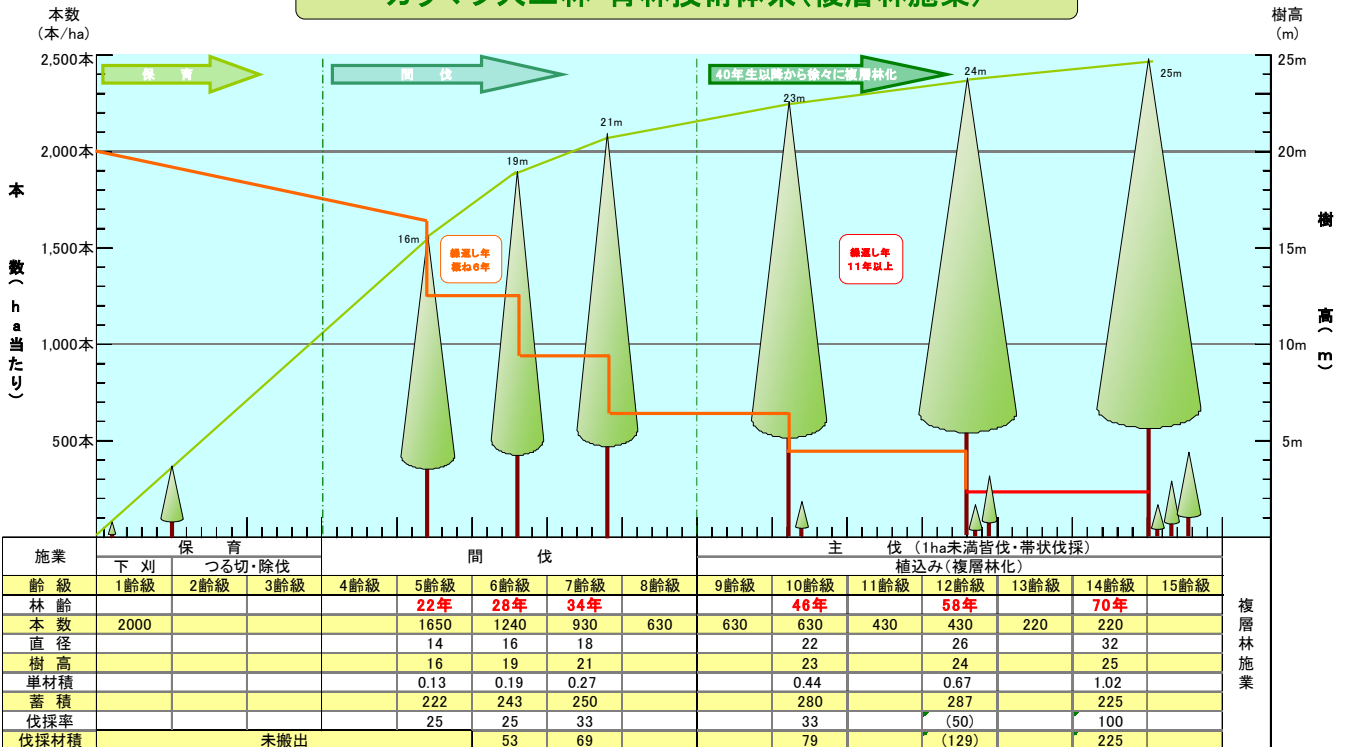
トドマツ人工林・育林技術体系(複層林施業)



カラマツ人工林・育林技術体系(単層林施業)



カラマツ人工林・育林技術体系(複層林施業)



6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況

道有林の整備・管理上、多種多様な森林を目的別、施業方法別に次のとおり分類している。

(1) 保全施業林分

ア 保護林

希少性又は特異性を有している森林を恒久的に保存し、施業の参考とする。

名称	目的	林小班	面積 (ha)	蓄積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
アカエゾマツ南限と高山植物群落	アカエゾマツ林の南限と幌満岳を中心とする高山植物群落の保護。	90 林班 01～04 小班	345.54	3,297	34,825	1975
一枚岳高山植物群落	低緯度、低海拔高の林地に、高山植物が分布しており、特異な山頂現象を保護。	117,118,119, 120,121,122, 124,125 林班	871.25	2,514	48,664	1975
アサダ保護林	アサダを主体とする壮齡林の保護。	152 林班 12 小班	0.74	10	221	1975

イ 保健利用林

地域住民などの森林レクリエーションの場として供する。

※該当なし

(2) 特別施業林分

ア 試験林

森林施業に資すべき試験を行っている森林。

自然公園特別地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し試験を行う。

※該当なし

イ 検定林

育種種苗の成長、形質、耐寒性等の検定を行っている森林。

林小班	樹種	面積 (ha)	蓄積		設定年	備考
			針葉樹	広葉樹		
176-55	トドマツ	0.78	230	-	1965	トドマツ精英樹次代検定林(準次代検定林)
176-60	トドマツ	1.96	582	-	1965	トドマツ精英樹次代検定林(準次代検定林)
173-62	カラマツ	0.90	173	-	1969	カラマツ精英樹次代検定林(遺伝試験)
173-91	カラマツ	1.14	259	-	1971	カラマツ精英樹次代検定林(遺伝試験)
171-67	トドマツ	0.91	294	-	1975	トドマツ産地試験林(海拔高別)
175-71	トドマツ	1.16	237	-	1976	トドマツ産地試験林(海拔高別)
170-66	F1(グイカラ)	1.24	562	-	1976	グイマツ雑種次代検定林(遺伝試験)
175-61	F1(グイカラ)	1.21	523	-	1976	グイマツ雑種次代検定林(遺伝試験)
175-61	カラマツ	1.22	524	-	1976	カラマツ精英樹次代検定林(遺伝試験)
175-64	F1(グイカラ)	2.19	734	-	1977	グイマツ雑種次代検定林(遺伝試験)
175-70	トドマツ	1.33	561	-	1980	トドマツ精英樹次代検定林(準次代検定林)
177-66	トドマツ	2.27	931	-	1980	トドマツ精英樹次代検定林(準次代検定林)

ウ 採種林(遺伝子保存林)

種子の採取を目的とした森林で、林業種苗法による指定を受けていない森林(採種林)。

または、林木育種事業を計画的に進めるため、現存する林木の優良遺伝子群を確保、保存するために設定された森林(遺伝子保存林)。

※該当なし

エ 母樹林

有用広葉樹種子採取源整備事業により有用広葉樹の種子採取を目的として指定された森林。

自然公園特別保護地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し採取を行う。

※該当なし

オ 採種園

育種種子の採取を目的として設けた園地。

名 称	林小班	樹種	面積 (ha)	設定年	備 考
新冠採種園	172-51	トドマツ	1.61	1965	30ブロック
	172-52	トドマツ	9.10	1965	23~29ブロック
	172-53	トドマツ	14.33	1964	17~22ブロック
	172-54	オーアカ	1.13	1966	保護帯
	172-55	オーアカ	1.81	1966	保護帯
	172-56	トドマツ	10.87	1966	31~38ブロック
	172-57	トドマツ	5.12	1967	39~44ブロック
	172-58	オーアカ	0.74	1967	保護帯
	173-49	トーヒ	1.22	1966	保護帯
	173-78	トドマツ	2.03	1962	1ブロック
	173-79	カラマツ	14.94	1961	2~4,6~8ブロック
	173-80	トドマツ	2.90	1962	5ブロック
	173-81	トドマツ	4.17	1963	13,16ブロック
	173-82	ストローブ	0.73	1964	S1,S2ブロック
	173-83	ストローブ	0.90	1966	S3ブロック
	173-88	トドマツ(下層アカ)	4.86	1963	12,14,15ブロック
	174-51	トドマツ	1.63	1962	9ブロック
	174-52	グイマツ雑種 F1	4.17	1962	10,11ブロック
	174-60	ヤマハン	0.38	1966	保護帯
	175-63	トドマツ	1.93	1976	45ブロック
175-65	トドマツ	2.82	1977	46ブロック	

カ 分収造林

分収造林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。また、自然公園特別地域等に造成した場合、それぞれの施業制限を遵守し施業を行う。

※該当なし

キ 分収育林

分収育林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。

※該当なし

ク 樹木園

地域住民に対する森林・林業の啓発等のため、道有林開設 50 周年記念事業又は開道 100 年記念事業により設けた園地。

名 称	目 的	林小班	面積 (ha)	蓄 積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
アポイ樹木園	道有林開設50周年記念事業で 設定	49 林班 05,10,11 小班	5.62	149	33	1956

7 管理及び計画の沿革

(1) 管理の沿革

年 度	沿 革 の 概 要
明治39年	地方費模範林として、幌泉村、様似町、にわたる 24,202 町歩余りを国より譲渡される。幌泉村笛舞監護駐在所設置。
明治40年	幌泉村猿留監護駐在所設置、地方費森林幌泉事務所を設置し、幌泉、猿留両駐在所を管轄する。
明治41年	北海道庁主管札幌営林区署浦河営林区署の所管となる。
大正10年	地方費公有林として、浦河、様似、幌泉郡にわたる浦河、様似、幌泉郡にわたる 22,072 町歩余りを国より譲渡される。幌泉事務所を廃止し、浦河、様似両駐在所設置と同時に森林事務所を浦河に移設する。
大正11年	国有保安林 1,164 町歩を譲与される。北海道拓殖部地方林課の所管となる。
大正12年	森林事務所を浦河森林事務所と改称、同時に監護員駐在所を分区員駐在所と改称し様似、幌泉、猿留に設置する。
昭和17年	林政統一により、浦河営林区署に合併し、区分員駐在所を担当区員駐在所と改称。更に、幌満に担当区員駐在所を設置する。
昭和22年	国有林より分離し、林政部地方林課の所管となり、浦河営林署と改称。
昭和23年	林政部が、林務部と改称し、浦河営林署を浦河林務署と改称し、各担当区員駐在所と改称する。
昭和24年	北海道庁林務部道有林課となる。
昭和28年	庶野駐在所設置。
昭和31年	施業案編成により、旧様似、幌泉両事業区の公有林模範林を流域ごとにまとめ新たに様似、幌泉事業区に統合分轄する。
昭和36年	新冠町より町有林 1,185 町歩を購入する。
昭和37年	新冠駐在所を設置する。
昭和39年	事業区名を廃止し、浦河経営管理区と改称する。
昭和44年	新冠、幌別、様似と幌満、幌泉と庶野、目黒各駐在所を新冠、浦河、様似、幌泉、目黒各事業所と改称する。
昭和45年	幌泉町がえりも町に改称のため幌泉事業所をえりも事業所に改称する。
昭和47年	新冠事業所を廃止し、浦河事業所に統合する。
昭和61年	目黒事業所を廃止し、えりも事業所に統合する。
平成 4年	浦河、様似、えりも各事業所を廃止する。
平成 6年	浦河林務署を浦河道有林管理センターと改称する。
平成14年	浦河道有林管理センターを日高森づくりセンターと改称する。
平成22年	日高森づくりセンターを日高振興局森林室と改称する。

(2) 計画策定の沿革

名 称	設定年度	区域	面積	実行期間		備考
				期間	年数	
編成案	大正10年	浦河事業区	10,048.79	大正11年～昭和6年	10	戦後本検討に入るまでの暫定処置として、臨時収穫基案・造林基案として編成。
第一次検訂案	昭和6年	〃	10,132.52	昭和7年～昭和17年	11	
第二次検訂案	昭和17年	〃	10,553.28	昭和18年～昭和24年	7	
臨時検訂案	昭和24年	〃	10,553.28	昭和25年～昭和30年	6	
第二次検訂案	昭和30年	〃	10,382.72	昭和31年～昭和32年	2	
編成案	大正12年	様似事業区	12,907.02	大正13年～昭和6年	8	猿留保安林651町歩余を併せて編入。
第一次検訂案	昭和6年	〃	13,466.08	昭和7年～昭和18年	12	
第二次検訂案	昭和18年	〃	13,706.33	昭和19年～昭和23年	5	
臨時検訂案	昭和23年	〃	13,706.33	昭和24年～昭和25年	2	
第二次検訂案	昭和25年	〃	13,706.33	昭和26年～昭和28年	3	
修正案	昭和28年	〃	13,706.33	昭和29年～昭和31年	5	幌満川上流パンケ方面の未修正。
編成案	明治43年	幌泉事業区	23,236.76	明治44年～大正15年	17	
第一次検訂案	大正15年	〃	24,070.70	昭和2年～昭和12年	11	
第二次検訂案	昭和12年	〃	24,159.55	昭和13年～昭和24年	12	
第三次検訂案	昭和24年	〃	24,171.75	昭和25年～昭和31年	4	
修正案	昭和28年	〃	24,171.75	昭和29年～昭和31年	3	ニカンベツ流域の未修正。 幌泉・様似両事業区界変更し編成。
第四次検訂案	昭和31年	〃	16,602.57	昭和32年	1	
第一次検訂案	昭和35年	全事業区	48,256.02	昭和36年～昭和40年	5	
第二次検訂案	昭和36年	新冠	1,187.45	昭和37年～昭和41年	5	
第一次経営計画	昭和39年	浦河経営区	49,432.34	昭和40年～昭和41年	2	
第一次変更計画	昭和41年	〃	49,432.34	昭和42年～昭和44年	3	経営5カ年計画に伴い変更計画を編成。 道開発三期計画による道有林第二次5カ年計画に沿った全道有林一斉編成を行う。
第二次経営計画	昭和44年	〃	48,567.02	昭和45年	1	
昭和46年経営計画	昭和45年	〃	48,506.72	昭和46年～昭和47年	2	
第一次変更計画	昭和47年	〃	48,506.72	昭和48年～昭和50年	3	
臨時編成案	昭和50年	〃	48,526.08	昭和51年	1	
昭和52年経営計画	昭和51年	〃	48,526.08	昭和52年～昭和54年	3	道有林基本計画に基づき全道有林一斉編成を行う。
第一次変更計画	昭和55年	〃	48,526.08	昭和55年～昭和56年	2	
昭和57年経営計画	昭和56年	〃	48,522.08	昭和57年～昭和59年	3	
第一次変更計画	昭和60年	〃	48,504.48	昭和60年～昭和61年	2	
昭和62年経営計画	昭和61年	〃	48,504.48	昭和62年～平成元年	3	
第一次変更計画	平成元年	〃	48,504.48	平成2年～平成3年	2	道有林基本計画に基づき全道有林一斉編成を行う。
平成4年経営計画	平成3年	〃	48,504.64	平成4年～平成13年	10	
第一次変更計画	平成7年	〃	48,504.64	平成7年～平成8年	2	
平成9年経営計画	平成8年	〃	48,474.24	平成9年	1	
第一次変更計画	平成10年	〃	48,466.40	平成10年～平成12年	3	
第二次変更計画	平成12年	〃	48,436.00	平成13年	1	道有林基本計画に基づき全道有林一斉編成を行う。
平成14年経営計画	平成13年	日高管理区	48,434.88	平成14年～平成23年	10	
第一次変更計画	平成18年	〃	48,434.88	平成18年～平成19年	1	
平成19年整備管理計画	平成18年	〃	48,429.44	平成19年～平成24年	6	
平成25年整備管理計画	平成24年	〃	48,428.32	平成25年～平成28年	4	
平成29年整備管理計画	平成28年	〃	48,389.14	平成29年～平成38年	10	道有林基本計画に基づき全道有林一斉編成を行う。
令和4年整備管理計画	令和4年	〃	48,387.21	令和4年～令和4年9月	0.5	
第一次変更計画	令和4年	〃	48,387.21	令和4年10月～令和13年	9.5	Ⅱ分期の伐採計画量の見直し